

満了日が近づいたら

# 自治体登録・許可更新 と システム登録更新 が 必要！

自動車リサイクル法における、引取業・フロン類回収業・解体業・破砕業の自治体登録・許可は5年毎に更新が必要です。事業を継続する場合、自治体へ登録・許可更新した後、自動車リサイクルシステムでの登録更新も必要となります。

自治体への  
更新申請

## 1 自治体への登録・許可更新

満了日が近づいたら、まずは所管自治体の窓口へ更新申請してください。  
自治体への更新申請をせず満了日を過ぎてしまうと、登録・許可を失効してしまいます！

## 2 システム上での登録更新

- ① ID・パスワードを入力して最初に現れる自動車リサイクルシステムのメニュー画面の右上にある「更新申請済」ボタンをクリック。

事業所コード	100173600104	事業者/事業所名	牛渡解体 KT-21
許可満了日	2014/09/10	解体業の許可期限が近づいています。許可証をご確認の上、お早めに管轄自治体に許可更新の申請をして下さい。	

1. 電子マニフェストによる移動報告

1.1 引取報告 使用済自動車/解体自動車の引取報告

1.2 引渡報告 解体業者への

1.6 引渡報告 認定全部利用者の

### 【クリックのタイミング】

自治体での更新手続きが全て完了するまで待つ必要はありません。  
自治体へ更新申請した段階でクリックしてください。

### 【複数工程の更新】

自治体へ複数工程（引取・フロン・解体・破砕）更新申請した場合、システム登録も工程ごとにシステム更新する必要があります。

- ② 確認メッセージが表示されるので「OK」をクリック。

Windows Internet Explorer

JXXM1859I  
管轄自治体へ解体業の許可の更新申請を間違いないで行いましたか？  
御社が更新申請済ボタンを押した情報は、管轄自治体へ伝えます。  
このため、管轄自治体へ許可の更新申請を行っていないにも関わらず、  
このボタンを押した場合、行政により指導・処分されることがありますが、  
よろしいですか？

OK キャンセル

自治体へ更新申請せずにシステム更新すると、「虚偽更新」として自治体が把握できます。

- ③ 「更新申請済みの連絡を受け付けました」とのメッセージに変わり、更新申請完了。

事業所コード	100173600104	事業者/事業所名	牛渡解体 KT-21
許可満了日	2014/09/10	更新申請済みの連絡を受け付けました。 翌日以降に登録・許可満了日が正しく更新されているか確認してください。	

1. 電子マニフェストによる移動報告

1.1 引取報告 使用済自動車/解体自動車の引取報告

1.2 引渡報告 解体業者への

1.6 引渡報告 認定全部利用者の

## 注意

### 1) システム更新忘れ

自治体へ更新申請したにもかかわらず、システム更新を忘れたまま満了日を過ぎると、翌日より移動報告ができなくなります。「更新申請済」ボタンをクリックすれば、翌日より移動報告を再開できます。

### 2) 複数事業所の更新

同じ自治体管内に複数事業所がある場合、一つの事業所が「更新申請済」ボタンをクリックすれば、全ての事業所のシステム更新申請が完了します。所管自治体異なる場合は、所管自治体ごとにシステム更新申請が必要です。